

職務権限規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第1版 2018年3月23日

<文管 2-15>

第1章 <総則>

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）の定款第25条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及び本協会が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本協会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 <理事の職務権限>

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 理事長を代表理事とする。

(業務執行理事)

第5条 副理事長、専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。

(理事長)

第6条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本協会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第7条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この本協会の業務を執行する。
 - (2) 每事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
2. 前項に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。

(専務理事)

- 第 8 条. 専務事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 理事長及び副理事長を補佐し、この本協会の業務を執行する。
 - (2) 毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
2. 前項に掲げる職務権限に加え、副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。

(常務理事)

- 第 9 条. 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 理事長が定める担当業務を分掌し、執行する。
 - (2) 每事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
2. 前項に掲げる職務権限に加え、副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。ただし、副理事長の代表権に係る職務権限を除く。

(代行順序の決定)

- 第 10 条. 権限の代行の順序については、その必要のあるときは、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第 3 章 <附則>

(改廃)

- 第 11 条. 本規程の改廃は理事会の決議により行う。

(その他)

- 第 12 条. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

以上

別 表

項目	職務			
	理事長	副理事長	専務理事	常務理事
役割	◎代表理事として本協会を代表し、その業務を執行 ◎理事会を招集し、議長として主宰 ◎総会の招集	◎理事長を必要に応じ代行、本協会の業務を分担執行 ◎理事長の事故時等の職務執行	◎理事会が定める担当業務を分掌し、執行 ◎代表理事の代表権限を除き、理事長、副理事長の事故時等の職務執行	◎理事会が定める担当業務を分掌し、執行 ◎副理事長、専務理事の事故時等の職務執行
事業全体統括・指揮	原則として、副理事長、常務理事を通じて、統括・指揮、全体方針、事業計画・予算、事業報告・決算各案の確認・決定(理事会・総会前)	事務局業務執行の検証・監督、理事会・総会対応、全体方針、事業計画・予算、事業報告・決算各案の策定	理事長、副理事長の補佐の範囲において事業統括、事務局運営、全体方針、事業計画・予算、事業報告・決算各案の策定補佐	副理事長・専務理事の補佐
涉外	本協会の代表として行う	分担執行の代表として及び日常業務での折衝	左記以外で代理として必要な場合及び日常業務での折衝	副理事長・専務理事の補佐
内部統制・マネジメント統括・指揮	原則として、副理事長、常務理事を通じ、重要事項の承認・監督し、統制	分担執行の範囲内において ◎左記以外の承認・監督 ◎常務理事を通じ、事務局業務の監督・統制 ◎職員の人事・若課承認	理事長、副理事長の補佐の範囲において ◎左記以外の承認・監督 ◎事務局業務の監督・統制 ◎職員の人事・若課承認	副理事長・専務理事の補佐の範囲において ◎左記以外の監督 ◎事務局業務の監督・統制 ◎職員の人事・若課承認
対外的会合	本協会の代表として必要な場合	左記以外で代表として必要な場合	左記以外で代理として必要な場合	左記以外で代理として必要な場合
事業全体統括・指揮				
中長期戦略策定	基本方針の確定、理事会承認取付	基本方針策定主管	基本方針案策定	副理事長・専務理事の補佐
年度事業計画・予算策定・予算執行	年度予算策定執行責任者	年度予算策定執行主管	年度予算策定執行	副理事長・専務理事の補佐
年度事業報告・計算書類	事業報告・決算書類の確定	事業報告・決算書類策定案主管	事業報告・決算書類策定案策定	副理事長・専務理事の補佐
総会・理事会	報告者	報告者	報告者	報告者
涉外				
対公官庁対応	本協会の代表として必要時	必要時	涉外主管	左記への補佐
対会員対応	本協会の代表として必要時	必要時	涉外主管	左記への補佐
対メディア	本協会の代表として必要時	涉外主管	左記への補佐	左記への補佐
弁護士・税理士等	本協会の代表として必要時	涉外主管	左記への補佐	左記への補佐
外部コンサルタント	本協会の代表として必要時	必要時	涉外主管	左記への補佐
金融機関	本協会の代表として必要時	必要時	涉外主管	左記への補佐
他団体ネットワーク関連	本協会の代表として必要時	必要時	涉外主管	左記への補佐
内部統制・マネジメント・統括・指揮				
総会・理事会	統括主管	統括補佐	統括補佐	統括補佐
コンプライアンス委員会	必要に応じ	統括主管	統括補佐	統括補佐
倫理委員会	必要に応じ	統括主管	統括補佐	統括補佐
懲罰委員会	必要に応じ	必要に応じ	統括主管	統括補佐
協力金委員会	必要に応じ	統括主管	統括補佐	統括補佐
助成金審査会	必要に応じ	統括主管	統括補佐	統括補佐
加盟団体会議	必要に応じ	必要に応じ	統括主管	統括補佐
その他一般の委員会	必要に応じ	必要に応じ	統括主管	統括補佐
稟議書決済	統括主管	統括主管	権限委任範囲において	権限委任範囲において
経費支出決済	必要に応じ	統括主管	権限委任範囲において	権限委任範囲において
提言活動	統括主管	統括補佐	統括補佐	統括補佐
各種公式戦出席・表彰式	必要に応じ	必要に応じ	統括主管	統括補佐
外部団体役員としての会議	必要に応じ	必要に応じ	統括主管	統括補佐
海外試合関連	必要に応じ	必要に応じ	統括主管	統括補佐
国際会議関連	必要に応じ	必要に応じ	統括主管	統括補佐
重要な職員採用・任命	統括主管	統括補佐	統括補佐	統括補佐
会費改定に関する件	統括主管	統括補佐	統括補佐	統括補佐
理事会関連教育及び研修	必要に応じ	必要に応じ	統括主管	統括補佐
職員関連教育及び研修	必要に応じ	必要に応じ	統括主管	統括補佐
役員含む厚生福祉に関する事項	統括主管	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ
金融機関口座設定及び廃止	統括主管	必要に応じ	統括主管補佐	必要に応じ
訴訟の当事者となる事象	統括主管	統括主管補佐	統括主管補佐	統括主管補佐
対外的公的文書発信（インターネット情報発信含む）				
・特に重要なもの	統括主管	統括主管補佐	統括主管補佐	統括主管補佐
・重要なもの	必要に応じ	統括主管	必要に応じ	必要に応じ
・比較的重要なもの	必要に応じ	必要に応じ	統括主管	必要に応じ
機関誌発行	統括主管(発行人)	必要に応じ	統括主管補佐(編集人)	左記への補佐
当協会の諸規程・諸規則外支出				
・5万円以上	必要に応じ報告受領	統括主管	権限委任範囲において	権限委任範囲において
・5万円未満	必要に応じ報告受領	必要に応じ報告受領	統括主管	権限委任範囲において
外部書面契約に伴う支出	統括主管	統括主管	統括主管補佐	統括主管補佐

改定履歴